

多久市への 定住のススメ

新しい生活のスタートを応援！

定住奨励金制度を継続して実施します

■問い合わせ

総合政策課

プロジェクト推進係

☎75-2116

市では、定住政策として平成19年度から実施している「定住奨励金制度」を一部見直し、平成25年度以降も継続して実施します。

定住奨励金

60㎡以上で取得価格が500万円以上の新築または中古住宅を多久市内に新たに取得され、定住をされる方

○転入奨励金（最高110万円）

対象者 5年以上市外に居住されている方

補助金額 取得価格の3%＋家族1人当たり5万円等

○持ち家奨励金（最高50万円）

対象者 市内に居住されている方
市外に居住されて5年未満の方

補助金額 家族1人当たり5万円等

※定住奨励金は建物の契約前の申請が必要です。

※実施期間 平成27年3月31日まで

新婚世帯家賃等補助金

過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯で、夫婦のいずれも40歳未満の方

○新婚世帯家賃補助金

最高月額1万円（最大48月まで）

多久市内の民間賃貸住宅に入居して住民登録をした、世帯所得が430万円以下の世帯が対象

○新婚世帯増改築等補助金

増改築等の費用の3%（最高50万円）

多久市内に居住するために住宅の増改築や新築をした場合

※実施期間 平成28年3月31日まで

■変更のポイント

新婚世帯家賃等補助金を受けた方が新たに住宅を取得し居住を始めた場合は、持ち家奨励金の交付対象とします。
定住奨励金の対象となった世帯員が結婚し新たな世帯を設けた場合は、新婚世帯家賃等補助金の交付対象とします。



名義変更・廃車手続きは 3月末までに

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。使用していない、または売買などで所有者が変わっている場合は、3月末日までに名義変更や廃車の手続きをお願いします。

手続きがない場合は引き続き使用中とみなされ、税金がかかります。車種によって手続きが異なりますのでご注意ください。

問い合わせ・手続き

・原付、農耕用車両

多久市 税務課 市民税係

☎75-2126

・軽四輪、軽三輪、軽二輪(125cc超～250cc)

軽自動車検査協会 佐賀事務所

☎30-4078

・自動二輪(250cc超～)

九州運輸局 佐賀運輸支局

☎30-7271

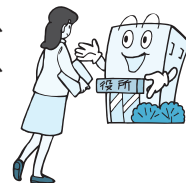
自主納税にご協力ください！

みなさん、納期内納付にご協力ください。

納期期限内に納められない場合、本来納めるべき税額のほかに、督促手数料や高い割合の延滞金を納めていただくことになります。

また、国税徴収法や地方税法で「督促状を発送して10日を経過した日までに完納しない場合、差し押えをしなければならない」とされていますので、市では、納期限までに納付された方との公平性を保つため、また、大切な財源を確保するため、滞納者の財産を差し押える場合があります。

早期に納付していただくか、一括して納付できない場合は、納税相談に税務課窓口へお越しください。



■問い合わせ 税務課 納税係 ☎75-6115